

平成十二年政令第二百四十五号

内閣府本府組織令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 内部部局等

第一節 大臣官房、政策統括官、独立公文書管理監及び局の設置等（第一条―第六条）

第二節 特別な職の設置等（第七条―第九条）

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房（第十条―第十九条）

第二款 政策統括官（第二十条）

第三款 独立公文書管理監（第二十条の二）

第四款 賞勳局（第二十一条―第二十三条）

第五款 男女共同参画局（第二十四条―第二十七条）

第六款 沖繩振興局（第二十八条―第三十条）

第二章 審議会等（第三十一条―第三十三条）

第三章 施設等機関（第三十四条―第三十六条）

第四章 特別の機関

第一節 地方創生推進事務局（第三十七条―第三十九条）

第二節 知的財産戦略推進事務局（第四十条―第四十一条）

第三節 科学技術・イノベーション推進事務局（第四十二条―第四十四条）

第四節 健康・医療戦略推進事務局（第四十五条―第四十六条）

第五節 宇宙開発戦略推進事務局（第四十七条―第四十八条）

第六節 北方対策本部（第四十九条―第五十一条）

第七節 総合海洋政策推進事務局（第五十二条―第五十三条）

第五章 地方支分部局（第五十四条―第五十六条）

附則

第一章 内部部局等

第一節 大臣官房、政策統括官、独立公文書管理監及び局の設置等

（大臣官房、政策統括官、独立公文書管理監及び局の設置）

第一条 本府に、大臣官房、政策統括官九人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする）、独立公文書管理監一人及び次の三局を置く。

賞勳局

男女共同参画局

沖繩振興局

（大臣官房の所掌事務）

第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関する事。

二 内閣総理大臣の官印及び府印の保管に関する事。

三 内閣府の所掌事務に関する総合調整に関する事。

四 法令案その他の公文書類の審査に関する事。

五 内閣府の機構及び定員に関する事。

六 国会との連絡に関する事。

七 内閣府の職員の内免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。

八 内閣府の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。

九 内閣府所掌の国有財産及び物品の管理に関する事。

十 東日本大震災復興特別会計の経理のうち内閣府の所掌に係るものに関する事。

十一 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち内閣府の所掌に係るものに関する事。

十二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

十三 内閣府の保有する情報の公開に関する事。

十四 内閣府の保有する個人情報保護の保護に関する事。

十五 内閣府の行政の審査に関する事。

十六 内閣府の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事（警察共済組合に関する事を除く）。

十七 内閣共済組合に関する事。

十八 内閣府の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する調整に関する事。

十九 内閣府の所掌事務に関する政策の基本となる事項の総合的な調査に関する事。

二十 内閣府の所掌事務に関する政策の評価の総括に関する事。

二十一 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く）に関する事。

二十二 国民経済計算に関する事。

二十三 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理に関する事。

二十四 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理に関する事。

二十五 勲位、勲章、褒章及び記章その他の賞件（以下「勲章等」という。）以外の栄典の授与及び剝奪の審査並びに伝達に関する事。

二十六 内閣総理大臣の行う表彰その他内閣府の所掌事務に關して行う表彰に関する事。

二十七 国民の祝日に関する事。

二十八 元号その他の公式制度に関する事。

二十九 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務（他省の所掌に属するものを除く）その他内閣府の所掌事務に關して行う儀式に関する事。

三十 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関する事。

三十一 官報及び法令全書並びに内閣府の機密文書の印刷に関する事。

三十二 政府の重要な施策に関する広報その他内閣府の所掌事務に關して行う広報に関する事。

三十三 世論の調査に関する事。

三十四 公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第八項に規定するものをいう。第十七条第一号において同じ。）の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事（独立公文書管理監の所掌に属するものを除く）。

三十五 公文書館に関する事。

三十六 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く）。

三十七 地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事。

三十八 選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関する事。

三十九 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定するものをいう。第十四条第一項第十号において同じ。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関する事。

四十 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事。

四十一 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する関係行政機関との事務の連絡に関する事。

四十二 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百四号）第二条、第四条から第六条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二

条に規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）

四十三 公益社団法人及び公益財団法人に関する事。

- 四十四 退職手当審査会の庶務に関すること。
- 四十五 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。
- 四十六 新技術等効果評価委員会の庶務に関すること。
- 四十七 国立国会図書館支部内閣府図書館に関すること。
- 四十八 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び運営一般に関すること。
- 四十九 前各号に掲げるもののほか、内閣府の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2 前項に定めるもののほか、大臣官房は、内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策（化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。第十四条第二項において同じ。）の廃棄に係るものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

（政策統括官の職務）

第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
- イ 短期及び中長期の経済の運営に関する事項
- ロ 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項
- ハ 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（二に掲げるものを除く。）。
- ニ 道州制特別区域（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）第二条第一項に規定するものをいう。）における広域行政（同条第二項に規定するものをいう。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- ホ 内閣府設置法第四条第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する事項
- ヘ 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三号（八）を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項
- ト へに掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項
- チ 沖繩に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項
- リ ちに掲げるもののほか、沖繩の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖繩に関する諸問題への対処に関する事項
- ヌ 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項
- ル 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項
- ヲ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項
- ワ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）に基づく重要経済安保情報の保護及び活用のための基本的な政策に関する事項
- カ 孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定するものをいう。第三号（30）において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

二 内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（大臣官房及び独立公文書管理監の所掌に属するものを除く。）。

三 次に掲げる事務

- (1) 内外の経済動向の分析に関すること。
- (2) 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他の省の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第七十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。
- (4) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。
- (5) 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- (6) 内閣府設置法第四条第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- (7) 防災に関する施策の推進に関すること。
- (8) 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。
- (9) 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律百二十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。
- (10) 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。
- (11) 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。
- (12) 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関すること。
- (13) 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十二年法律第七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。
- (14) 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な方針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

- (15) 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。
- (16) 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。
- (17) 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。
- (18) 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。
- (19) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。
- (20) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。
- (21) 首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。
- (22) 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援助子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- (23) (7) から (22) までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- (24) 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成に関すること。
- (25) 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の施行に関すること。
- (26) 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関すること。
- (27) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤業務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関すること。
- (28) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- (29) 孤独・孤立対策重点計画（孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
- (30) (29) に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。
- (31) 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費者委員会及び消費者庁の所掌に属するものを除く。）。

- (32) 市民活動の促進に関すること。
- (33) 休暇預金等（民間公益活動を促進するための休暇預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。
- (34) 高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
- (35) 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
- (36) 障害を理由とする差別的解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
- (37) 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）。
- (38) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第八条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
- 第三條の二** 独立公文書管理監は、次に掲げる事務をつかさどる。
（独立公文書管理監の職務）
- 一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関する事務のうち、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八十八号）附則第九条に規定する独立した公正な立場において行う、行政機関の長（同法第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。以下この号において同じ。）の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書（公文書等の管理に関する法律第二条第四項に規定するものをいう。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に係るものに関すること。
- 二 公文書等の管理に関する法律の施行に関する事務のうち同法第九条第三項及び第四項の規定による報告及び資料の徴収並びに実地調査に係るもの（同法第八条第二項の同意及び同条第四項の規定による求めに関するものを除く。）並びにこれらの措置の結果に基づいて行う同法第三十一条の規定による勧告に関すること。
- 第四條** 賞勲局は、次に掲げる事務をつかさどる。
（賞勲局の所掌事務）
- 一 栄典制度に関する企画及び立案に関すること。
- 二 勲章等の授与及び剥奪の審査並びに伝達に関すること。
- 三 外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。
- 第五條** 男女共同参画局は、次に掲げる事務をつかさどる。
（男女共同参画局の所掌事務）
- 一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二号に掲げる事務を除く。）。
- イ 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための基本的な政策に関する事項
- ロ イに掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
- 二 次に掲げる事務

イ 男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。第二十六条第一号において同じ。）の作成及び推進に関すること。
ロ イに掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

（沖縄振興局の所掌事務）

第六条 沖縄振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 振興開発計画の推進に関すること。
二 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）第一条第一項に規定するものに関する関係行政機関の経費（同条第二項に規定するものを除く。第三節第六款において「特定事業に関する経費」という。）の配分計画に関すること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）
三 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること（他省及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）
四 沖縄振興開発金融公庫の業務に関すること。
五 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号。以下「位置境界明確化法」という。）の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

第二節 特別な職の設置等

（官房長）

第七条 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

（政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）

第八条 大臣官房に、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官を置く。

2 政策立案総括審議官は、命を受けて、本府の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

3 公文書監理官は、命を受けて、本府の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

4 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、本府の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

5 審議官は、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

6 政策立案総括審議官の定数は一人と、公文書監理官の定数は一人と、サイバーセキュリティ・情報化審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十八人とする。ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

7 公文書監理官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（参事官）

第九条 大臣官房に、参事官を置く。

2 大臣官房に置く参事官は、命を受けて、大臣官房の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3 大臣官房に置く参事官の定数は、併任の者を除き、九人とする。ただし、大臣官房に置く参事官のうち三人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房

第十条 大臣官房に、次の六課及び一室並びに厚生管理官一人を置く。

総務課
人事課
会計課
企画調整課
政策評価広報課
公文書管理課
政府広報室

（総務課の所掌事務）

第十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。
二 内閣総理大臣、内閣官房長官、特命担当大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに府印の保管に関すること。
三 内閣府の所掌事務に関する総合調整に関すること。
四 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
五 内閣府の機構に関すること。
六 国会との連絡に関すること。
七 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
八 内閣府の保有する情報の公開に関すること。
九 内閣府の保有する個人情報保護に関すること。
十 国民の祝日に関すること。
十一 元号その他の公式制度に関すること。
十二 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）その他内閣府の所掌事務に關して行う儀式に関すること。
十三 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。
十四 内閣府の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
十五 前各号に掲げるもののほか、内閣府の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（人事課の所掌事務）

第十二条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣府の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
二 法律の規定に基づき内閣総理大臣が行う内閣府の職員以外の者の任免及びその任命に係る者の服務に関すること。
三 内閣府の定員に関すること。
四 勲章等以外の栄典の授与及び剥奪の審査並びに伝達に関すること。
五 栄典の推薦及び伝達の実施に関すること。
六 内閣総理大臣の行う表彰その他内閣府の所掌事務に關して行う表彰に関すること。
七 恩給に関する連絡事務に関すること。

（会計課の所掌事務）

第十三条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣府の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
二 内閣府所管の国有財産及び物品の管理に関すること。
三 東日本大震災復興特別会計の経理のうち内閣府の所掌に係るものに関すること。
四 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち内閣府の所掌に係るものに関すること。

五 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理に関すること。
六 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理に関すること。

七 内閣府所管の建築物の営繕に関すること。
八 庁内の管理に関すること。

(企画調整課の所掌事務)

第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣府の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する調整に関すること。
二 内閣府の所掌事務に関する政策の基本となる事項の総合的な調査に関すること。
三 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。
四 国民経済計算に関すること。

五 内閣府の所掌事務に係る国際機関、国際会議及び外国の行政機関その他の関係機関に関する事務の調整に関すること。
六 本府の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の取りまとめに関すること。

七 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。
八 地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

九 選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。
十 国会等の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

十一 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
十二 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する関係行政機関との事務の連絡に関すること。

十三 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律第二条、第四条から第六条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）

十四 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。
十五 退職手当審査会の庶務に関すること。

十六 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。

十七 新技術等効果評価委員会の庶務に関すること。
十八 国立国会図書館支部内閣府図書館に関すること。

十九 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び運営一般に関すること。
二十 本府の情報システムの整備及び管理に関すること。

二十一 内閣府の所掌事務に係る施策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。
二十二 前項に定めるもののほか、企画調整課は、内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策（化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係るものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

(政策評価広報課の所掌事務)

第十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣府の所掌事務に関する政策の評価の総括に関すること。
二 内閣府の行政の考査に関すること。

三 内閣府の事務効率の増進に関すること。

四 内閣府の所掌事務に關して行う広報に関すること。

第十六条 削除

(公文書管理課の所掌事務)

第十七条 公文書管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公文書等の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（独立公文書管理監の所掌に属するものを除く。）
二 公文書館に関する制度に関すること。
三 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限る、現用のものを除く。）の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

(政府広報室の所掌事務)

第十八条 政府広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政府の重要な施策に関する広報に関すること。
二 世論の調査に関すること。

(厚生管理官の職務)

第十九条 厚生管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣府の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること（警察共済組合に関するものを除く。）
二 内閣共済組合に関すること。

三 内閣府の職員（内閣府の所掌する独立行政法人の職員を含む。）に貸与する宿舍に関すること。

第二款 政策統括官

(参事官)

第二十条 本府に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。
3 参事官の定数は、併任の者を除き、三十五人とする。

第三款 独立公文書管理監

(参事官)

第二十条の二 本府に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、独立公文書管理監のつかさどる職務を助ける。
3 参事官の定数は、併任の者を除き、二人とする。

第四款 賞勲局

(賞勲局に置く課等)

第二十一条 賞勲局に、総務課及び審査官三人を置く。

(総務課の所掌事務)

第二十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 賞勲局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
二 栄典制度に関する企画及び立案に関すること。
三 勲章等の伝達に関すること。
四 勲記、章記その他の証状の調製に関すること。
五 前各号に掲げるもののほか、賞勲局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(審査官の職務)

第二十三条 審査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 勲章等の授与及び剥奪の審査に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）
二 外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。

第五款 男女共同参画局

(男女共同参画局に置く課)

第二十四条 男女共同参画局に、次の三課を置く。

総務課
推進課

男女間暴力対策課

(総務課の所掌事務)

第二十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事(内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く)。

イ 男女共同参画社会の形成の促進を図るための基本的な政策に関する事項

ロ イに掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

二 次に掲げる事務

イ 男女共同参画局の所掌事務に関する総合調整に関する事

ロ 男女共同参画社会の形成の促進を図るために行う地方公共団体及び民間の団体からの情報の収集並びにこれらの団体に対する情報の提供に関する事

ハ 男女共同参画社会の形成に関する海外との連絡に関する事

ホ 男女共同参画局の所掌事務に係る国際協力に関する事

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、男女共同参画局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事

(推進課の所掌事務)

第二十六条 推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画の作成及び推進に関する事

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関する事(男女間暴力対策課の所掌に属するものを除く)。

(男女間暴力対策課の所掌事務)

第二十七条 男女間暴力対策課は、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち配偶者からの暴力、性暴力その他の男女の個人としての尊厳を害する暴力の防止及び被害者の保護に関するもの(他省の所掌に属するものを除く)の企画及び立案並びに実施に関する事をつかさどる。

第六款 沖縄振興局

(沖縄振興局に置く課等)

第二十八条 沖縄振興局に、総務課及び参事官四人を置く。

(総務課の所掌事務)

第二十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 沖縄振興局の所掌事務に関する総合調整に関する事

二 振興開発計画の推進に関する事(参事官の所掌に属するものを除く)。

三 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び特定事業に関する経費の配分計画に関する事(文部科学省、環境省及び参事官の所掌に属するものを除く)。

四 沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務のうち、次に掲げる事項に関する事(他省及び政策統括官の所掌に属するものを除く)。

イ 教育及び文化の振興

ロ 福祉の増進及び医療の確保

ハ 環境の保全

二 工業用水道の整備

五 沖縄科学技術大学院大学園法(平成二十一年法律第七十六号)第二条に規定する沖縄科学技術大学院大学の業務に関する事

六 前各号に掲げるもののほか、沖縄振興局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事

(参事官の職務)

第三十条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 振興開発計画の推進に関する事務のうち、次に掲げる事項に関する事

イ 道路の整備、水資源の開発、都市の整備並びに住宅、水道、下水道及び都市計画上の公園の整備

ロ 産業の振興開発(農林水産省の所掌に係るものに限る)

ハ 交通施設(道路を除く)の整備

ニ 防災及び国土の保全に係る施設の整備

ホ 観光の開発

二 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び特定事業に関する経費の配分計画に関する事務(文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く)のうち、前号イからホまでに掲げる事項に関する事

三 沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事(他省、政策統括官及び総務課の所掌に属するものを除く)。

四 沖縄振興開発金融公庫の業務に関する事

五 位置境界明確化法の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関する事

六 沖縄振興局の所掌事務に関する政策の基本となる事項の総合的な調査に関する事

第二章 審議会等

(設置)

第三十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、次の審議会等を置く。

規制改革推進会議
税制調査会

(規制改革推進会議)

第三十二条 規制改革推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革(情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む)に関する基本的事項を総合的に調査審議する事

二 前号の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること

2 前項に定めるもののほか、規制改革推進会議に関し必要な事項については、規制改革推進会議令(平成二十八年政令第三百三十三号)の定めるところによる。

(税制調査会)

第三十三条 税制調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する基本的事項を調査審議すること

二 前号の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること

2 前項に定めるもののほか、税制調査会に関し必要な事項については、税制調査会令(平成二十五年政令第二十五号)の定めるところによる。

第三章 施設等機関

(設置)

第三十四条 本府に、次の施設等機関を置く。

経済社会総合研究所

迎賓館

(経済社会総合研究所)

第三十五条 経済社会総合研究所（以下この条において「研究所」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）を行うこと。
 - 二 国民経済計算の体系の整備及び改善を行うこと。
 - 三 国民経済計算を作成すること。
 - 四 本府の所掌事務に関する研修を行うこと。
- 2 研究所の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。
- 3 研究所は、内閣府設置法第四条第三項第五十六号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

(迎賓館)

第三十六条 迎賓館は、国賓及びこれに準ずる賓客の接遇を行うことをつかさどる。

2 迎賓館の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。

第四章 特別の機関

第一節 地方創生推進事務局

(次長)

第三十七条 地方創生推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、次長一人を置く。

2 次長は、地方創生推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3 次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

(審議官)

第三十八条 事務局に、審議官を置くことができる。

2 審議官は、命を受けて、事務局の事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

3 審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

(参事官)

第三十九条 事務局に、参事官を置くことができる。

2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第二節 知的財産戦略推進事務局

(次長)

第四十条 知的財産戦略推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、次長三人を置く。

2 次長は、知的財産戦略推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3 次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

(参事官)

第四十一条 事務局に、参事官を置くことができる。

2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第三節 科学技術・イノベーション推進事務局

(統括官)

第四十二条 科学技術・イノベーション推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、統括官一人を置く。

2 統括官は、科学技術・イノベーション推進事務局長を助け、命を受けて、事務局の事務をつかさどる。

(審議官)

第四十三条 事務局に、審議官を置く。

2 審議官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。

3 審議官の定数は、併任の者を除き、三人とする。

(参事官)

第四十四条 事務局に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。

3 参事官の定数は、併任の者を除き、五人とする。

第四節 健康・医療戦略推進事務局

(次長)

第四十五条 健康・医療戦略推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、次長を置くことができる。

2 次長は、健康・医療戦略推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3 次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

(参事官)

第四十六条 事務局に、参事官を置くことができる。

2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第五節 宇宙開発戦略推進事務局

(審議官)

第四十七条 宇宙開発戦略推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、審議官を置くことができる。

2 審議官は、命を受けて、事務局の事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

3 審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

(参事官)

第四十八条 事務局に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3 参事官の定数は、併任の者を除き、一人とする。

第六節 北方対策本部

(北方対策副本部長)

第四十九条 北方対策副本部長は、内閣総理大臣の指名する内閣府審議官をもって充てる。

(審議官)

第五十条 北方対策本部（次項及び次条において「本部」という。）に、審議官一人を置く。

2 審議官は、北方対策副本部長を助け、本部の事務を整理する。

(参事官)

第五十一条 本部に、参事官一人を置く。

2 参事官は、命を受けて、本部の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

(次長)

第五十二条 総合海洋政策推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、次長二人を置く。

2 次長は、総合海洋政策推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3 次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

(参事官)

第五十三条 事務局に、参事官を置くことができる。

2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第五章 地方支分部局

第五十四條 沖繩総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、那覇市に置く。

第五十五條 総合事務局に、次長二人を置く。

2 次長は、沖繩総合事務局長を助け、総合事務局の事務を整理する。

3 総合事務局に、次の六部を置く。

- 総務部
- 財務部
- 農林水産部
- 経済産業部
- 開発建設部
- 運輸部

4 前三項に定めるもののほか、総合事務局の内部組織は、内閣府令で定める。

第五十六條 総合事務局に、地方交通審議会及び沖繩位置境界明確化審議会を置く。

1 沖繩総合事務局長の諮問に応じて、総合事務局の所掌事務のうち地方運輸局において所掌することとされている事務に関する重要事項を調査審議すること。

2 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の規定により地方運輸局に置かれる審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3 前二項に定めるもののほか、地方交通審議会に關し必要な事項については、内閣府令・国土交通省令で定める。

4 沖繩位置境界明確化審議会は、位置境界明確化法第十三条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

5 第一項及び前項に定めるもののほか、沖繩位置境界明確化審議会に關し必要な事項については、内閣府令で定める。

附則

（施行期日）
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（大臣官房の所掌事務の特例）
第二条 大臣官房は、第二条に定める事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく第二条第二項に規定する遺棄化学兵器の廃棄に関すること。

二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人（以下この号及び次号において単に「特例民法法人」という。）の監督に関する関係行政機関の事務の調整及び同法第一章第四節の規定による特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行に関すること。

三 本府の所掌に係る特例民法法人の監督に関する事務の連絡調整に関すること。

（政策統括官の職務の特例）
第三条 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

| | |
|----|----|
| 期限 | 事務 |
|----|----|

| | |
|--|---|
| 令和十四年三月三十一日 | <p>沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の施行に関すること（同法第九十六条第二項の交付金（同法第九十五条第二項第一号に規定する事業又は事務の実施に要する経費に充てるものに限る。）の交付並びに同法第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第百条第一項の規定による協議に関することを除く。）。</p> |
| <p>株式会社産業再生機構に係る内閣府設置法附則第二条第三項に規定する政令で定める日</p> | <p>株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。</p> <p>イ 設立</p> <p>ロ 定款の変更の決議</p> <p>ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議</p> <p>ニ 合併、分割及び解散の決議</p> |
| <p>株式会社地域経済活性化支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第三項に規定する政令で定める日</p> | <p>株式会社地域経済活性化支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。</p> <p>一 設立</p> <p>ロ 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任</p> <p>ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議</p> <p>ニ 定款の変更の決議</p> <p>ホ 合併、分割及び解散の決議</p> |
| <p>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第三項に規定する政令で定める日</p> | <p>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。</p> <p>イ 設立</p> <p>ロ 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任</p> <p>ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議</p> <p>ニ 定款の変更の決議</p> <p>ホ 合併、分割及び解散の決議</p> |
| <p>（政策統括官の職務についての読替） 第四条 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号ト中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」と、同条第三号（7）及び（23）中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」と、同号中「（22）東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。」とあるのは「（22）削除」とする。</p> | <p>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> |

2 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、前条の表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第三項に規定する政令で定める日の項下欄中
 一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。
 イ 設立
 ロ 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任
 ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議
 ニ 定款の変更の決議
 ホ 合併、分割及び解散の決議
 ニ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。／とあるのは、一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。／イ 設立
 ロ 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任
 二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（前号に係る部分に限る）。／とする。

（男女共同参画局の所掌事務の特例）

第五条 男女共同参画局は、第五条各号に掲げる事務のほか、令和八年三月三十一日までの間、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関する事務をつかさどる。

（沖縄振興局の所掌事務の特例）

第六条 沖縄振興局は、第六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令第三条に規定するものに関する施策に関する事務をつかさどる。

（大臣官房企画調整課の所掌事務の特例）

第七条 大臣官房企画調整課は、第十四条に定める事務のほか、当分の間、附則第二条第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

（大臣官房政策評価広報課の所掌事務の特例）

第八条 大臣官房政策評価広報課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第三号に掲げる事務をつかさどる。

（参事官の設置期間の特例）

第九条 第二十条第一項の参事官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。（男女共同参画局推進課の所掌事務の特例）

第十条 男女共同参画局推進課は、第二十六条各号に掲げる事務のほか、令和八年三月三十一日までの間、附則第五条に規定する事務をつかさどる。

（沖縄振興局に置かれる参事官の職務の特例）

第十一条 沖縄振興局に置かれる参事官は、第三十条各号に掲げる事務のほか、令和十四年三月三十一日までの間、命を受けて、沖縄振興特別措置法第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第一百条第一項の規定による協議に関する事務を分掌する。

2 沖縄振興局に置かれる参事官は、第三十条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、附則第六条に規定する事務を分掌する。

附則（平成二二年七月二日政令第三七四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年三月二八日政令第六四号）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日政令第八六号）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日政令第一〇五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日政令第一〇七号）抄
 （施行期日）
 1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年七月三日政令第二三二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年三月三十一日政令第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成一四年二月二一日政令第三六五号）

この政令は、平成十五年一月一日から施行する。

附則（平成一四年二月一八日政令第三八三号）抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一四年二月二七日政令第三九九号）

この政令は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。

附則（平成一五年三月二六日政令第七一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一六五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月九日政令第二〇五号）抄

この政令は、株式会社産業界再生機構法の施行の日（平成十五年四月十日）から施行する。

附則（平成一五年五月三〇日政令第二三六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年六月二〇日政令第二七四号）

この政令は、食品安全基本法の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。

附則（平成一五年七月二四日政令第三二四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十五年七月二十五日）から施行する。

附則（平成一五年八月一日政令第三五三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年八月六日政令第三五八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月二九日政令第三八六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、少子化社会対策基本法の施行の日（平成十五年九月一日）から施行する。

附則（平成一六年四月一日政令第一二〇号）

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（総合規制改革会議令の廃止）

第二条 総合規制改革会議令（平成十三年政令第八十七号）は、廃止する。

附則（平成一六年四月一日政令第一二二号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日政令第一八九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月四日政令第一九〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二四日政令第六八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、犯罪被害者等基本法の施行の日(平成一七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日政令第一〇八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 地方分権改革推進会議令(平成一三年政令第二三二二号)は、廃止する。

附 則 (平成一七年四月一日政令第一五一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二七日政令第一九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日政令第二〇三三号) 抄

この政令は、施行日(平成一七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年七月八日政令第二三六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、食育基本法の施行の日(平成一七年七月十五日)から施行する。

附 則 (平成一七年八月一〇日政令第二七四号)

この政令は、平成一七年九月一日から施行する。

附 則 (平成一七年八月二五日政令第二八二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成一七年九月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年七月五日政令第二二八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(平成一八年七月七日)から施行する。

附 則 (平成一八年八月二一日政令第二六五号)

この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成一八年法律第五十四号)の施行の日(平成一八年八月二十二日)から施行する。

附 則 (平成一八年一〇月二七日政令第三四四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、自殺対策基本法の施行の日(平成一八年十月二十八日)から施行する。

附 則 (平成一九年一月四日政令第二二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成一八年法律第百十八号)の施行の日(平成一九年一月九日)から施行する。

附 則 (平成一九年一月四日政令第二三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成一八年法律第百十八号)の施行の日(平成一九年一月九日)から施行する。

附 則 (平成一九年一月二四日政令第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成一九年一月九日)から施行する。

附 則 (平成一九年一月二四日政令第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成一九年一月二十六日)から施行する。

附 則 (平成一九年一月二六日政令第一三三三号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(規制改革・民間開放推進会議令の廃止)

2 規制改革・民間開放推進会議令(平成一六年政令第百二十一号)は、廃止する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇三三号)

この政令は、平成一九年四月一日から施行する。ただし、附則第二条第一項の改正規定中特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整に係る部分は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成一八年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日政令第一一七号)

この政令は、平成一九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月八日政令第二五二二号)

この政令は、廃止法の施行の日(平成一九年八月十日)から施行する。

附 則 (平成一九年九月二五日政令第三〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、統計法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成一九年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年二月二二日政令第三六一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(平成一九年法律第百十四号)の施行の日(平成一九年十二月十四日)から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二八日政令第七四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二〇年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二二日政令第一七八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月二七日政令第二〇一〇号)

この政令は、平成二〇年七月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一八日政令第二三三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二〇年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二二日政令第三五三三号)

この政令は、地域再生法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二〇年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二八日政令第三六〇号)

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成一八年法律第四十八号)の施行の日(平成二〇年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月一〇日政令第三七九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の施行の日(平成二〇年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月六日政令第三〇三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第百八号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二一年三月六日政令第三〇三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第百八号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二一年三月六日政令第三〇三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第百八号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二一年四月一日)から施行する。

附則（平成二十二年三月二七政令第五六号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
附則（平成二十二年六月二六政令第一七〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年八月一四政令第二二七号）抄
（施行期日）

1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。
附則（平成二十二年一〇月七政令第二四三号）
（施行期日）

1 この政令は、平成二十一年十月八日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
（税制調査会令の廃止）

2 税制調査会令（昭和三十七年政令第百五十六号）は、廃止する。
（税制調査会の委員等の任期に関する経過措置）

3 この政令の施行の日の前日において従前の税制調査会の委員又は特別委員若しくは専門委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の税制調査会令第三条第二項又は第四項の規定にかかわらず、その日に満了する。
附則（平成二十二年一二月九日政令第二八一号）抄
（施行期日）

1 この政令は、子ども・若者育成支援推進法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。
附則（平成二十二年四月一政令第八一号）
（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。
（規制改革会議令の廃止）

2 規制改革会議令（平成十九年政令第十四号）は、廃止する。
附則（平成二十二年一二月二二政令第二五〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。
附則（平成二十三年三月三二日政令第六一号）
この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年三月三二日政令第九〇号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附則（平成二十三年五月二日政令第一一五号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年七月二九日政令第二四三号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。
附則（平成二十三年八月五日政令第二五二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年八月一〇日政令第二五七号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二十三年一〇月三二日政令第三三四号）抄

この政令は、法の施行の日（平成二十三年十一月一日）から施行する。
附則（平成二十三年一二月二八日政令第三六〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年一二月二二日政令第四〇九号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。
附則（平成二十四年二月一政令第二二号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。
附則（平成二十四年三月三二日政令第九七号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附則（平成二十四年三月三二日政令第九八号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附則（平成二十四年三月三二日政令第九九号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附則（平成二十四年四月六日政令第一一七号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年七月二一日政令第一八七号）
この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月十二日）から施行する。

附則（平成二十四年九月一四日政令第二三五号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。
附則（平成二十四年九月二六日政令第二四七号）
この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則（平成二十四年一〇月三二日政令第二六九号）
この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

附則（平成二十五年一月二三日政令第六号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年二月一政令第二四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月一五政令第六五号）抄
（施行期日）

1 この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

附則（平成二十五年三月二五政令第八一号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
附則（平成二十五年五月一六日政令第一三九号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二十五年五月三二日政令第一六一号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年六月一四日政令第一七六号）

この政令は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年六月十五日）から施行する。

附則（平成二十五年九月二六日政令第二八五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

附則（平成二十五年二月二三日政令第三四一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年二月二六日政令第三六〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

附則（平成二十五年二月二六日政令第三六二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

附則（平成二十六年一月一六日政令第六号）

この政令は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）の施行の日（平成二十六年一月十七日）から施行する。

附則（平成二十六年二月一九日政令第三九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附則（平成二十六年三月三一日政令第一〇二号）

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二十六年三月三一日政令第一五八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、子ども・子育て支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附則（平成二十六年五月一六日政令第一八四号）

この政令は、内閣府設置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。

附則（平成二十六年五月二八日政令第一八九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、アルコール健康障害対策基本法の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

附則（平成二十六年五月二九日政令第一九五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

（処分等の効力）

第四条 この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令（次条において「旧政令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この政令による改正後のそれぞれの政令（以下この条及び次条において「新政令」という。）の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則（平成二十六年七月一六日政令第二六一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年八月六日政令第二七三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

附則（平成二十六年一〇月一日政令第三一九号）

この政令は、平成二十六年十月十四日から施行する。

附則（平成二十六年一〇月一七日政令第三三七号）

この政令は、平成二十六年十二月十日から施行する。

附則（平成二十六年一二月二四日政令第四一三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附則（平成二十七年三月一八日政令第七四号）抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年三月三一日政令第一五七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年四月一〇日政令第一七八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年七月三十一日政令第二六五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年八月二八日政令第三〇三号）

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附則（平成二十七年九月四日政令第三一八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年一二月九日政令第四〇九号）

この政令は、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二月十日）から施行する。

附則（平成二十八年一月二九日政令第三二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月三十一日政令第一〇三三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月三十一日政令第一〇六号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年五月九日政令第二一五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行の日（平成二十八年五月十三日）から施行する。

附則（平成二十八年七月一日政令第二四九号）

この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附則（平成二十八年九月七日政令第二九〇号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（規制改革会議令の廃止）

2 規制改革会議令（平成二十五年政令第七号）は、廃止する。

附 則 （平成二八年一月二八日政令第三五五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三一日政令第六八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三一日政令第七六号）

この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年四月二二日政令第一四〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二九年四月二十四日）から施行する。

附 則 （平成三〇年一月二六日政令第一四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年二月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年三月三〇日政令第七七号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年五月七日政令第一六三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年五月十一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年六月五日政令第一八二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、生産性向上特別措置法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。

附 則 （平成三〇年八月三一日政令第二四五号）

この政令は、平成三十年九月三日から施行する。

附 則 （平成三一年一月一七日政令第四号）

この政令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年一月十七日）から施行する。

附 則 （平成三一年三月二九日政令第七五号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十条第三項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則 （令和元年五月二二日政令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（令和元年五月二十四日）から施行する。

附 則 （令和元年一〇月二四日政令第一三二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年三月三〇日政令第七六号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年七月三一日政令第二三二号）

この政令は、令和二年八月一日から施行する。

附 則 （令和二年九月三〇日政令第二九五号）

この政令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則 （令和二年一〇月二二日政令第三〇〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年三月三一日政令第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年五月一九日政令第一五四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年五月一九日政令第一五五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年六月一六日政令第一六九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年七月二日政令第一九五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 （令和四年一月二六日政令第三一〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和四年三月二五日政令第九〇号）

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十二条の規定（内閣府本府組織令附則第三条第二項の表令和四年三月三十一日の項の改正規定（令和四年三月三十一日）を「令和十四年三月三十一日」に改める部分に限る。）及び同令附則第十条第一項の改正規定（令和四年三月三十一日）を「令和十四年三月三十一日」に改める部分に限る。）に限り、及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （令和四年五月二七日政令第二〇六号）

（施行期日）

この政令は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

附 則 （令和四年七月二九日政令第二六〇号）

（施行期日）

この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和四年八月一日）から施行する。

附 則 （令和五年三月三〇日政令第八八号）

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日から令和五年五月三十一日までの間における改正後の第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「二人」とあるのは、「一人」とする。

附 則 （令和五年六月二三日政令第二二六号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月二十九日政令第八二号)
この政令は、令和六年四月一日から施行する。
附 則 (令和六年五月一七日政令第一八五号)
この政令は、公布の日から施行する。
